

輸出貿易管理規則

(昭和二十四年十二月一日通商産業省令第六十四号)

最終改正:平成二二年三月五日経済産業省令第六号

[輸出貿易管理令](#) (昭和二十四年政令第三百七十八号)を実施するため、輸出貿易管理規則を次のように制定する。

(許可の手続等)

第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 [外国為替及び外国貿易法](#) (昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。) [第四十八条第一項](#) の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通
 - 二 [輸出貿易管理令](#) (以下「令」という。) [第二条第一項](#) の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書 ([同項第二号](#) に該当する場合にあっては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書) 三通 (経済産業大臣が別に定める場合にあっては、二通)
 - 三 [法第四十八条第一項](#) の規定による輸出の許可及び [令第二条第一項](#) の規定による輸出の承認 ([同項第二号](#) に係るものを除く。)を同時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書三通
- 2 前項の申請書には、申請の理由を記載した書類及び事実を証する書類を添付しなければならない。

- 3 経済産業大臣は、令別表第一の二の項(一)、(三)、(四)、(九)、(十八)から(二十六)まで、(三十三)、(四十七)若しくは(五十)、三の項(二)、四の項(六)若しくは(十五)、五の項(一)から(三)まで、(五)若しくは(七)から(十九)まで、六の項(一)、七の項(十八)から(二十一)まで、九の項(三)、一〇の項(三)若しくは(十四)、一四の項(一)若しくは(二)若しくは一五の項(一)から(三)までに掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一〇、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の承認をする場合において当該輸出の許可又は承認を申請しようとする者に、当該貨物についての試験機関又は研究機関の代表者及び輸出の許可又は承認の申請をしようとする者の署名のある成分表二通又は化学分析表二通の提出を求めることができる。
- 4 令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認を申請しようとする者は、第一項の規定によるほか別表第一の四で定める様式による輸出確認書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第一項の申請を許可又は承認したときは、当該申請書にその旨を記入し、輸出許可証又は輸出承認証としてそのうち一通を申請者に交付するものとする。

(電子情報処理組織を使用した許可の手続等)

第一条の二 次の各号に掲げる者は、[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)（平成十四年法律第百五十一号）[第三条第一項](#)の規定により電子情報処理組織（[電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律](#)（昭和五十二年法律第五十四号）[第三条第一項](#)の規定により当該電子情報処理組織とみなされる[同法第二条第一号](#)に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる申請をする者の使用に係る

入出力装置(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。)から入力しなければならない。

一 [法第四十八条第一項](#)の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な輸出許可申請様式に記載すべき事項

二 [令第二条第一項](#)の規定により経済産業大臣に輸出の承認([同項第二号](#)に係るものを除く。)を申請しようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸出承認申請様式に記載すべき事項

2 前項の申請をする場合には、事実を確認できる情報を、特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は事実を証する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。

4 経済産業大臣は、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれ記載すべき事項を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

(申請者の届出)

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織(専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第六で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

4 [輸入貿易管理規則](#) (昭和二十四年通商産業省令第七十七号) [第二条の三第一項](#)の規定により提出された届出又は[貿易関係貿易外取引等に関する省令](#) (平成十年通商産業省令第八号) [第一条の三第一項](#)の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

第二条 [令第十一条第一号](#) 並びに [第二条](#) イ及びロの規定により輸出の承認の権限が税関長に委任されている貨物について、輸出の承認を申請しようとする者は、第一条第一項第二号の輸出承認申請書二通を税関長に提出しなければならない。

2 第一条第三項の規定は、[令第十一条第二号](#) イ又はロの規定により税関長が承認をする場合に準用する。

3 税関長は、第一項の申請を承認したときは、当該申請書にその旨を記入し、輸出承認証としてそのうち一通を申請者に交付するものとする。

(特別の許可及び承認の申請手続)

第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、[法第四十八条第一項](#)の規定による経済産業大臣の許可又は[令第二条第一項](#)の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第一条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

(指定加工及び加工原材料)

第三条 [令第二条第一項第二号](#)の規定に基づき経済産業大臣が定める加工及び加工原材料は、次の各号に掲げる加工及び当該加工の区分に応じ当該各号に掲げる加工原材料とする。

- 一 削除
- 二 革、毛皮、皮革製品(毛皮製品を含む。以下同じ。)及びこれらの半製品の製造皮革(原毛皮及び毛皮を含む。)及び皮革製品の半製品

(経済産業大臣に対する税関の通知)

第四条 税関は、[令第五条第二項](#)の規定により、速やかに、経済産業大臣が告示で定める貨物について、次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

- 一 貨物の輸出者の氏名又は名称及び住所
- 二 貨物の荷受人の氏名又は名称
- 三 貨物の仕出地及び仕向地
- 四 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録番号
- 五 貨物の品名、数量及び価格
- 六 前号の価格の決定に関係がある契約の条件
- 七 貨物の代金を表示する通貨の種類
- 八 前各号に掲げる事項のほか、経済産業大臣が告示で定める事項

(質問書)

第五条 経済産業大臣は、[令第七条](#)の規定による審査を行うため必要がある場合は、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人に対して必要な事項について、質問書を送付し、その回答を求めることができる。

2 前項の規定による質問書の送付を受けた者は、遅滞なく文書により経済産業大臣に回答しなければならない。